

**Clear Examination Report の発行後に可能な
マレーシア特許出願の補正に関する改正点と留意事項**

2016年09月12日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

マレーシア特許法第 30 条(3)は下記のように規定しています。

「審査官が特許法第 29A 条 (1)または場合により(2)にいう要件の何れかが遵守されていない旨を報告したときは、登録官は出願人に対し、所定の期間内にその報告書について意見書を提出するため、および、これらの要件を遵守するために出願を補正する機会を与えなければならない。また、出願人がこれらの要件を遵守したことを登録官に認めさせることができないか、またはこれらの要件を遵守するために出願を補正しないときは、登録官はその出願を拒絶することができる。」

また、マレーシア特許規則 27D(5)は、下記のように規定しています。

「特許法第 30 条(3)が適用される場合、登録官は、審査官の報告書の写しを出願人に送付するものとし、出願人は、かかる報告書の送付日から **2 ヶ月以内**に当該報告書に関して意見を述べもしくは出願を補正し、またはその両方を行わなければならない。」

なお、特許法第 26A 条は、補正について下記のように規定しています。

「出願人は、その出願を補正することができる。ただし、その補正は、原出願における開示範囲を超えてはならない。マレーシア特許の実務上、"clear examination report"を受領した後は、出願の補正は受理されない。」

2016 年 6 月に、マレーシア特許庁 ("Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)") が "Practice Direction" を発行し、特許出願の補正に関し幾つかの事項について明確にしました。今回の補正内容および留意事項について、以下に説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.